

平成20年版自殺対策白書について

内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)

自殺対策白書

自殺対策白書について

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第10条により、毎年国会に提出することとされている年次報告（法定白書）

今回が2回目の提出

自殺対策基本法 第10条

政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

自殺対策基本法の概要

目的

自殺対策を総合的に推進して、**自殺の防止**を図り、あわせて**自殺者の親族等に対する支援の充実**を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与

基本理念

個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、**背景に様々な社会的な要因**があることを踏まえ、**社会的な取組**として実施

自殺の実態に即して実施

事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施

関係する者の相互の密接な連携の下に実施

自殺対策白書の構成

第1章：我が国の自殺の現状

第2章：自殺対策基本法の制定と自殺総合対策大綱の策定等

第3章：第1節 自殺総合対策大綱（平成19年6月閣議決定）における基本認識及び基本的考え方等 第2節 政府が講じた自殺対策に関する具体的施策

地方公共団体、民間団体等における31の取組の他、インター
ネットによる自殺対策等の16のコラム等を掲載している。

関係者の責務

自殺対策について、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を規定
政府は、**自殺対策の大綱**を定めるとともに、毎年、自殺対策の状況について国会に報告

基本的施策

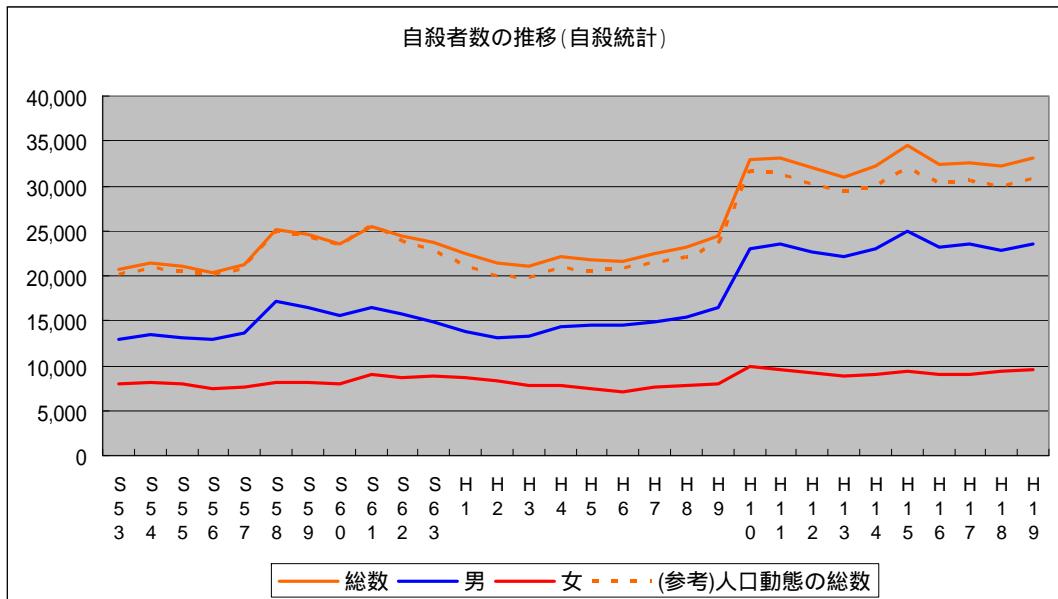
調査研究の推進等 国民の理解の増進
人材の確保等
心の健康の保持に係る体制の整備
医療提供体制の整備
自殺発生回避のための体制の整備
自殺未遂者に対する支援
自殺者の親族等に対する支援
民間団体の活動に対する支援

内閣府に自殺総合対策会議を設置

- ・会長 内閣官房長官
- ・委員 国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定した者
- ・所掌事務 **大綱の案の作成**
関係行政機関相互の調整
自殺に関する重要事項を審議し、自殺対策の実施を推進

第1章 我が国の自殺の現状

1. 自殺者数の推移



自殺者数は、警察庁調べで、
10年連続して3万人超で推移している。

平成19年は、

総数 33,093人（前年より938人増加）
男性 23,478人（前年より665人増加）
女性 9,615人（前年より273人増加）
となっている。

2. 平成19年における原因・動機別の 自殺者数及び構成比

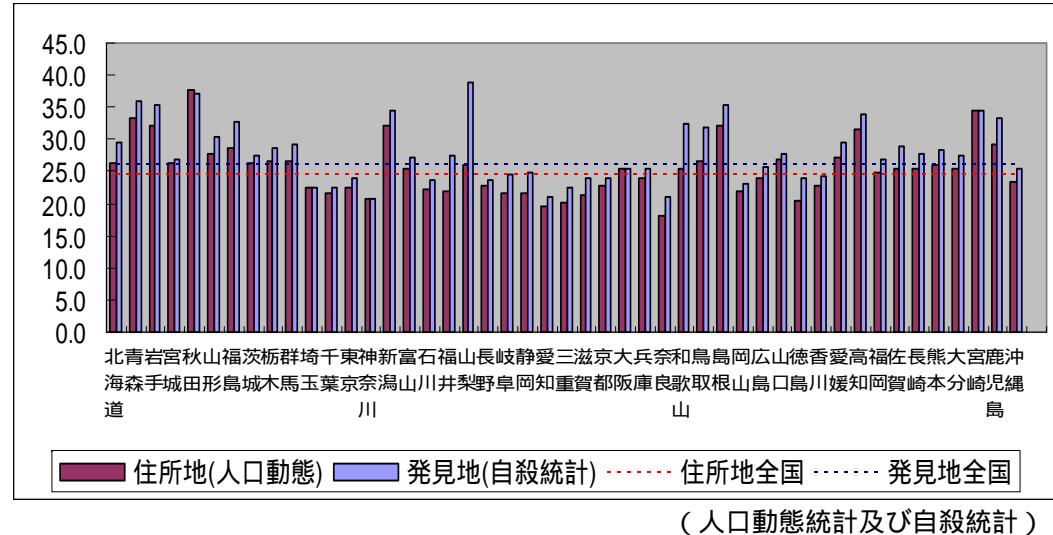
	総数	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者
自殺者数	33,093	23,209	9,884
構成比	100.0%	70.1%	29.9%

	家庭問題	健康問題	経済・生活 問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
自殺者数	3,751	14,684	7,318	2,207	949	338	1,500
構成比	16.2%	63.3%	31.5%	9.5%	4.1%	1.5%	6.5%

注意：平成19年の統計から原因・動機を3つまで計上することとしている。
(自殺統計)

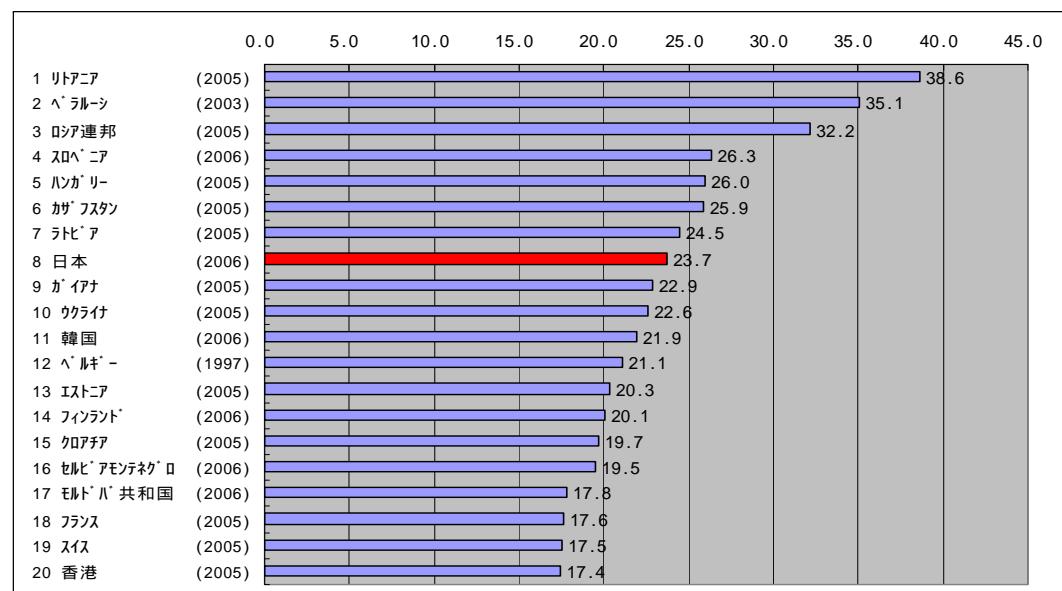
平成19年は、
「原因・動機特定者」は23,209人(70.1%)
その原因・動機は、
「健康問題」14,684人(63.3%)
次いで、
「経済・生活問題」7,318人(31.5%)
「家庭問題」3,751人(16.2%)
の順となっている。

3. 平成19年における都道府県別の自殺死亡率



住所地の自殺者数（人口動態統計）に比べ、発見地の自殺者数（自殺統計）が多くなっているところがあり、住民以外の自殺防止についても配慮が必要。

4. 自殺死亡率の国際比較



日本は23.7で世界8位。

G7では、

日本	23.7 (8位)
フランス	17.6 (18位)
ドイツ	13.0 (29位)
カナダ	11.3 (39位)
アメリカ	11.0 (41位)
イタリア	7.1 (61位)
イギリス	6.7 (64位)

となっており、
日本が最も高くなっている。

第2章 総合的な自殺対策の推進

自殺総合対策大綱(平成19年6月閣議決定)の概要

現状と基本認識

(現状)

平成10年に**自殺者数が3万人を**超え、以降、高い水準で推移

欧米の先進諸国と比較しても高い水準

世代別の自殺の現状

- 将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
- 心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
- 高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

(基本認識)

自殺は追い込まれた末の死

- 多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死
- 自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患

自殺は防ぐことができる

- 制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という**社会的な取組**とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能

自殺を考えている人はサインを発している

- 家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題

基本的考え方

社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- 働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
- うつ病の早期発見、早期治療
- 命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
- マスメディアの自主的な取組への期待

国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む

自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む

関係者が連携して包括的に支える

実態解明を進める

当面、これまでの知見に基づき施策を展開

中長期的視点に立って、継続的に進める

当面の重点施策

自殺の実態を明らかにする

国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

心の健康づくりを進める

適切な精神科医療を受けられるようにする

社会的な取組で自殺を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

遺された人の苦痛を和らげる

民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

平成28年までに、自殺率を20%以上減少

なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力

目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

推進体制等

国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力

評価見直しへの民間有識者の関与

5年後を目途に見直し

第3章 自殺対策の実施状況

自殺を予防するための当面の重点施策（9項目、46施策）

(1) 自殺の実態を明らかにする

- ・実態解明のための調査の実施
- ・情報提供体制の充実
- ・児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- ・脳科学等様々な分野からのうつ病等精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発・普及

(2) 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間（9月10日からの一週間）の設定と啓発事業の実施
- ・児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- ・うつ病に関する普及啓発の実施



自殺予防週間ポスター

(3) 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

- ・かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- ・教職員への普及啓発等の実施
- ・介護支援専門員等への研修の実施
- ・多重債務、失業、経営難に関連する相談員の資質の向上

(4) 心の健康づくりを進める

- ・労働者が相談しやすい環境整備等の職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・精神保健福祉センター等地域の心の健康相談に関する窓口の充実
- ・スクールカウンセラーの配置等学校における相談体制の充実

(5) 適切な精神科医療を受けられるようにする

- ・精神科医をサポートする人材養成など精神科医療体制の充実
- ・うつ病の受診率の向上
- ・うつ病スクリーニングの実施
- ・慢性疾患患者等に対する支援

(6) 社会的な取組で自殺を防ぐ

- ・地域における相談しやすい体制整備の促進
- ・多重債務者、失業者の相談窓口の充実
- ・経営者の再チャレンジ支援
- ・鉄道駅のホームドア・ホーム柵の普及促進
- ・インターネット上の自殺予告事案への対応等
- ・介護者への支援の充実
- ・いじめ電話相談等の体制整備
- ・ニート状態の若者の自立支援



可動式ホーム柵

(7) 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- ・救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- ・家族等身近な人の見守りに対する支援

(8) 遺された人の苦痛を和らげる

- ・自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- ・学校、職場での自殺発生直後の身近な人へのケア等事後対応の促進
- ・遺族のための相談窓口一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの作成・配布

(9) 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における公的機関との連携体制の確立
- ・民間団体の電話相談事業への支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援



平成28年までに、基準年である平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることが目標

一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力。目標を達成した場合、大綱の見直し期間にかかわらず、目標を見直し。